

トーキョーワンダーサイト青山運営要綱

平成18年11月7日

(目的)

第1 この要綱は、トーキョーワンダーサイト青山が国内外の新進・若手芸術家の滞在・交流・創造・制作拠点として、事業の適正かつ円滑な実施を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

(宿泊者の選定)

第2 宿泊者の選定にあたっては、トーキョーワンダーサイト青山滞在アーティスト選考委員会に諮問した上で、トーキョーワンダーサイト館長(以下、「館長」という。)が決定する。

(2) 館長は、特に必要と認める場合は、前項の手続きを経ないで宿泊者を決定することができる。

(3) 館長は、前項の規定に基づいて決定した宿泊者について、宿泊後直近に開催される選考委員会に報告しなければならない。

(運営諮問委員会の設置)

第3 館長は、トーキョーワンダーサイト青山の適正かつ円滑な運営を図るため、運営諮問委員会を設置することができる。

(規則の制定)

第4 館長は、トーキョーワンダーサイト青山の安全と秩序を維持するため、必要な規則を定めることができる。

(規則の遵守)

第5 宿泊者は、この要綱及び第4に基づいて定めた規定を遵守しなければならない。

(2) 館長は、この要綱及び前項で定めた規定に従わない宿泊者等を、トーキョーワンダーサイト青山から退去させることができる。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、トーキョーワンダーサイト青山の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月7日から施行する。